

環 評 審 第 1 1 号
平成15年 7月 4日

沖 縄 県 知 事
稲 嶺 恵 一 殿

沖縄県環境影響評価審査会
会 長 津 嘉 山 正 光

ヤエネシア村開発計画（仮称）に係る環境影響評価書
の審査について（答申）

平成15年6月13日付け沖縄県諮問文第2号で諮問のあったみだしのこと
について、別添のとおり答申します。

(別 添)

ヤエネシア村開発計画（仮称）に係る環境影響評価書の
審査について（答申）

【大気環境関係】

- 1 大気質に係る事後調査については、事後調査の結果により実施するとしている影響調査の内容を示すとともに、その結果から環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応方針についても具体的に記載させること。
- 2 建設機械の稼働に伴う騒音に対する環境保全措置については、当該措置として実施するとしている効率的な工程計画と適切な建設機械の配置計画の検討結果を記載させること。
また、工事の際に集落に面した箇所を設置するとしている遮音壁については、その構造、材質、及び設置位置を具体的に示させること。

【水環境関係】

- 3 赤土等による水の濁りについて
 - (1) 準備書に対する知事意見を勘案して検討した浸透池の設置位置等については、その検討結果を具体的に記載させること。
 - (2) 赤土等流出防止対策として、造成工事中、緊急的に土壌面保護が必要で、大規模な造成面を全てシート被覆することが困難である場合には、土壌団粒化剤散布等の表土保全装置についても検討させること。
 - (3) 工事中に設置するとしている仮沈澱池の容量については、造成面へ緊急的にシート被覆を行う場合、それによって増加する流出率を考慮させて具体的に検討させること。
なおその際は、仮沈澱池の設置位置の自然度等を考慮して、必要に応じ濁水処理装置との併用等による容量の縮小及びそれに伴う改変面積の縮小を検討させること。
 - (4) 浸透池で地下浸透した濁水については、地下浸透による濁り成分のろ過率が不明であることから、濁水が海域へ湧き出してくることも考えられるため、環境保全措置を具体的に示させること。

- (5) ドリーネへの赤土等による濁水の流入防止対策については、その配置、構造等について具体的に記載させること。
 - (6) 土砂の流出防止計画については、浸透池の目詰まりへの対策や堆積土砂の除去等を追加させること。
- 4 水象の変化の予測及び評価に当たっては、地下水脈の流動及びそれに係る予測の不確実性の程度を考慮させた上で、再度検討させること。

【自然環境関係】

- 5 植物、動物及び生態系に係る予測及び評価については、個々の生物の生活史等の生態の違いを考慮させた上でより丁寧に行わせること。
- 6 植物や動物の重要種の概要等については、用いた文献等の出典を明らかにさせること。また、調査結果における種の分類や分布状況等の記述については、再度整理し直させること。
- 7 陸域植物の事後調査における「法面及び林縁植栽用郷土個体の育成」については、郷土樹種の入手方法及び育成の検討結果を明らかにさせること。
- 8 動植物及び生態系に対する水象の変化に伴う影響の予測及び評価については、表面流出量及び地下水量の変化を十分考察させた上で、再度検討させること。
- 9 陸域動物について
- (1) 光条件の変化による影響への環境保全措置として実施するとしている「遮光帯」については、遮光壁の構造や材質、色、及び植樹帯の樹種等並びに遮光帯の設置位置等の具体的な内容についても示させること。
 - (2) 陸域動物に対する「工事に係る生息地の消失・縮小による影響」への環境保全措置として実施するとしている「1方向からの工事の実施」については、そこに生息する動物の移動速度等の生態の違いを考慮して、より丁寧に実施させること。
 - (3) 小型コウモリ類の事後調査については、調査項目として工事に伴う騒音・振動についても追加させ、次の事項を考慮させること。なお、事後調査の内容については、生態系における洞窟性コウモリ類の事後調査の内容と整合を図らせること。
 - ア 調査の手法については、小型コウモリ類が感じる周波数帯の騒音・振

動

イ 工事中の騒音・振動が最も大きくなる時期を含んだ調査時期の設定

(4) 小型コウモリ類の生息洞の辺りに設けるとしている「保護地域」について、その区域や植樹する樹種等の具体的な計画の内容を示させること。

10 ウミガメ類について

(1) 照明による影響への環境保全措置として実施するとしている「遮光板の設置」については、その設置位置について具体的に示させること。

(2) 海岸域の環境保全措置として検討するとしているリーフレット等による利用者への啓発等については、事業者において積極的に行わせること。また、その具体的な内容を施設利用計画において示させること。

11 生態系の構造・機能への影響、基盤環境と生物群集との関係による生態系への影響については、次の事項も考慮させた上で予測及び評価を追加させること。

ア 陸域生態系について、新たに施設等の人工構造物が存在することによって変化する、食物連鎖及び基盤環境と生物群集との関係

イ 工事による影響の予測において、類似事例としている過去の農地造成等工事について、工事の種類や規模、工事期間等の事業特性に係る当該事業との相違点

ウ 海域生態系について、浸透池で地下浸透した水による珊瑚礁への影響

【人と自然との触れ合い関係】

12 景観への環境保全措置としての構造物等の形状や色彩等の検討について、施設の実施設計時に最終決定する際には、専門家等の意見を聴取させること。

13 ウミガメ類に対する、照明による影響への環境保全措置として設置するとしている「遮光板」については、景観への配慮の観点から、その構造や材質、色等をどのように検討したのかを具体的に示させること。

【その他】

- 14 工事中の環境保全対策として検討するとしている工事関係者に対する講習会等の啓発活動については、事業者において積極的に行わせること。また、その内容については具体的に記載させること。
- 15 汚水排水計画における処理水の植物への灌水方法については、処理水の水質も考慮させた上で再度検討させること。
また、その際はそれらの複数案の比較検討を行うことを検討させること。